

令和3年度12月補正予算(追加)に係る新規及び主要事業説明資料一覧表

課名	事業名	予算額(千円)	頁
福祉課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	466,000	1
子育て支援課	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	343,640	2

計 2 事業

令和3年度12月補正予算（追加）に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業			担当課	福祉課
事業実施期間	令和3年度	款	3	項	1	目	1
令和3年度		令和2年度			令和元年度		
予算額		決算額			決算額		
千円		千円			千円		
令和3年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)						
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他 一般財源
466,000千円	466,000						

○事業の目的・効果

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付金を給付するもの。

○事業の内容

(1) 給付対象世帯 (4,500世帯(見込))

①非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯等

※生活保護世帯を含む

②家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

(2) 給付額

1世帯当たり 100,000円

(3) 給付金給付時期

①課税情報を基に送付した確認書の返送後、速やかに給付する。

②申請により決定後、できる限り速やかに給付する。

○積算根拠

【歳出】

会計年度任用職員報酬 1,000千円、時間外勤務手当 1,500千円、消耗品費 400千円
印刷製本費 750千円、郵送料 1,100千円、電話料等 150千円、振替手数料 500千円
システム改修業務委託料 4,350千円、確認書等封入封緘業務委託料 550千円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付業務委託料 3,300千円
情報機器等賃借料 2,400千円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 450,000千円
100,000円×4,500世帯=450,000,000円

【歳入】

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)
450,000千円(補助率10/10)
子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)
16,000千円(補助率10/10)

令和3年度12月補正予算（追加）に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業			担当課	子育て支援課	
事業実施期間	令和3年度	款	3	項	2	目	1	
令和3年度		令和2年度			令和元年度			
予算額		決算額			決算額			
348,300千円		千円			千円			
令和3年度補正予算額	財源内訳 (単位：千円)							
	国庫支出金	県支出金	使用料・手数料	分担・負担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
343,640千円	345,317							△1,677

○事業の目的・効果

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援する取組として、令和3年9月30日時点で児童手当（特例給付を除く。）を受給する世帯、高校生世代を養育する世帯等に対し臨時特別給付金を支給するもの。今回追加する給付金、事務経費については、国のこれまでの方針が変更になり、追加の5万円相当の給付分も併せて、対象児童1人につき10万円の現金一括給付が可能となったため、必要な経費を計上するもの。

○事業の内容

(1) 支給対象者【令和3年度11月補正予算と同じ】

- ①令和3年9月分の児童手当（一定所得以上の人を対象の特例給付を除く。）の受給者
- ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童（高校生世代）を養育している者で所得が児童手当の本則給付相当である者
- ③令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者

(2) 給付額

対象児童1人につき 100,000円（※50,000円から変更）

(3) 給付金支給時期

①のうち公務員以外は12月27日（月）（申請不要）。①の公務員、②、③の申請が必要な対象者については、令和4年1月以降に申請受付を開始し、申請後、可能な限り速やかに支給する。

なお、申請不要の支給対象児童には、①の対象児童の高校生世代の兄姉、令和3年9月生まれの新生児を含む。

(4) 10万円の現金給付に対する対応

令和3年12月13日付けで申請不要の対象者には、対象児童1人につき5万円の給付をするという内容で通知済みであるため、対象児童1人につき10万円となる旨を再通知する。

○積算根拠

【歳出】

印刷製本費 10千円
 郵送料 230千円
 子育て世帯への臨時特別給付金 343,400千円
 50,000円×6,868人=343,400,000円

【歳入】

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 343,400千円（補助率10/10）
 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 1,917千円（補助率10/10）
 （12月補正予算の人件費相当額1,677千円への財源振替含む。）